

## 規制の事後評価書

法令の名称：絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

規制の名称：国際希少野生動植物種の追加及び削除等

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：環境省自然環境局野生生物課

評価実施時期：令和7年4月

## 1 事後評価結果の概要

## &lt;規制の内容&gt;

・令和元年8月にワシントン条約の附属書が改正（令和元年11月26日発効）されたことに伴い、規制の対象となる動植物種について以下の措置を講じた。

- ① 新たに附属書Ⅰに掲載されたコツメカワウソ、インドホシガメ、パンケーキガメなど16種（亜種を含む）を国際希少野生動植物種に追加した。
- ② 附属書Ⅰから削除された種のうち、二国間渡り鳥等保護条約等に基づき保護されている種を除いた4種（コヤカケネズミ、シャークベイネズミ、クマネズミモドキ、マクドネルイワネズミ）を国際希少野生動植物種から削除した。
- ③ 附属書Ⅰから附属書Ⅱに移行された2種（ビクーナ及びアメリカワニ）の各地域の個体群を、これに属する個体等が登録対象となる個体群に追加した。
- ④ 附属書Ⅰに記載された野生動植物の分類及び学名の見直しが行われ、改正されたことに伴い変更を行った（ルソンカラスアゲハ *Papilio Chikae* → *Achillides chikae chikae*）。

## &lt;今後の対応&gt;

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

## &lt;課題の解消・予防の概況&gt;

- おおむね想定どおり  
想定を下回るが、対応の変更は不要  
想定を下回り、対応の変更が必要

## &lt;遵守費用の概況（新設・拡充のみ）&gt;

- おおむね想定どおり  
想定を上回るが、対応の変更は不要  
想定を上回り、対応の変更が必要

## &lt;行政費用の概況&gt;

- おおむね想定どおり  
想定を上回るが、対応の変更は不要

想定を上回り、対応の変更が必要

## 2 事前評価時の予測との比較

### <効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
① 野生動植物種の絶滅のおそれの低減	事前評価時	—
	事後評価時	国際希少野生動植物種に追加した16種について、国内での取引が厳格に規制されており、国際取引規制の実効性を確保して、絶滅のおそれのある野生動植物種の保存を図るという法目的を達成している。

### <負担>

#### ■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
譲渡し等の申請に係る手続き	事前評価時	—
	事後評価時	年間件数 13.8 件 × 日給単価 15,530 円 ＝総費用 214,314 円/年
譲渡し等の届出に係る手続き	事前評価時	—
	事後評価時	年間件数 3.2 件 × 時給単価 1,941 円 ＝総費用 6,211 円/年
輸出入の申請に係る手続き	事前評価時	—
	事後評価時	年間件数 0.2 件 × 日給単価 15,530 円 ＝総費用 3,106 円/年
個体等登録申請に係る手続き	事前評価時	—
	事後評価時	登録年間件数 106.4 件 × 日給単価 15,530 円 + 変更年間件数 1.8 件 × 日給単価 15,530 円 ＝総費用 1,680,346 円/年
登録対象個体群としての個体等登録申請に係る手続き	事前評価時	—
	事後評価時	登録年間件数 50.4 件 × 日給単価 15,530 円 + 変更年間件数 0.2 件 × 日給単価 15,530 円 ＝総費用 785,818 円/年
手数料	事前評価時	—
	事後評価時	登録 年間点数 375.8 点 × 手数料 5,000 円 + 変更 年間点数 1.8 点 × 手数料 1,500 円 + 登録対象個体群としての個体等登録等 年間点数 224.8 点 × 手数料 5,000 円 + 登録対象個体群としての区分変更等 年間点数 0.2 点 × 手数料 1,500 円 ＝総費用 3,006,000 円/年

注1) 「年間件数」「年間点数」は、規制導入後5年間の平均数。

注2) 許可等申請1件あたり、書類作成等に1人日を要するとして計算。

注3) 届出1件あたり、書類作成等に1人時を要するとして計算。

注4) 「日給単価」は、「賃金構造基本統計調査」における令和元年から令和5年の「賃金」平均額（310.6千円）を20日で割った額。「時給単価」は、日給単価を8時間で割った額。

注5) 「手数料」は、登録機関である自然環境研究センターにおいて徴収する、個体等登録（5,000円/点）及び変更等（1,500円/点）の費用。

#### ■ 行政費用

		算出方法と数値
譲渡し等の申請処理に係る手続き	事前評価時	—
	事後評価時	年間件数 13.8 件 × 日給単価 20,730 円 × 2 日

		=総費用 572,148 円
輸出入の申請処理に係る 手続き	事前評価時	—
	事後評価時	年間件数 0.2 件 × (日給単価 20,730 円 × 2 日) =総費用 8,292 円/年
個体等登録に係る手続き	事前評価時	—
	事後評価時	登録 年間点数 375.8 点 × 処理単価 5,000 円 年間点数 106.4 件 × 時給単価 2,675 円 + 変更 年間点数 1.8 点 × 処理単価 1,500 円 + 登録対象個体群としての登録 年間点数 224.8 点 × 処理単価 5,000 円 年間件数 50.4 件 × 時給単価 2,675 円 + 登録対象個体群としての変更 年間点数 0.2 点 × 処理単価 1,500 円 =総費用 3,425,440 円/年

注1) 「年間件数」「年間点数」は、規制導入後5年間の平均数。

注2) 許可等申請1件あたり、審査等の手続きに2人日を要するとして計算。

注3) 登録1件あたり、問合せ対応などに1人時を要するとして計算。

注4) 「処理単価」は、登録機関である自然環境研究センターにおいて徴収する、個体等登録(5,000円/点)及び変更等(1,500円/点)の費用と同額。

注5) 「日給単価」は、「国家公務員給与等実態調査」における令和元年から令和5年の「平均給与月額」の平均額(414.6千円)を20日で割った額。ただし令和元年の同調査の結果は人事院HPにて公表されていないことから、今回は令和元年の平均給与額は令和2年の平均給与額と同額として計算。「時給単価」は、日給単価を7.75時間で割った額。

#### ■その他の負担

・なし

### 3 考察

- ・国際希少野生動植物種として指定された16種については、ワシントン条約に基づく絶滅のおそれのある野生動植物の種の存続という国際約束を果たしていく必要がある。
- ・他方、国際希少野生動植物種から削除された4種については、指定解除後も、商業利用による生息国における種の保存への影響は報告されていない。
- ・絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図ることによる生物多様性の確保や良好な自然環境の保全に資するという効果(便益)の金銭価値化又は定量化は困難であるが、追加的に生じ得る遵守費用及び行政費用はその効果(便益)を考慮すると過大とは言えず、また、国際約束の履行の観点からも当該規制を継続することが妥当である。